

相談指導員で21%、心理判定員で16%いた。医療・心理職以外の職員が比較的多く所持している資格としては、社会福祉主事資格や教諭資格があったが、所持率そのものは低い水準である。

これらの結果から、相談機関としての婦人相談所の人材の質を担保する観点から、指導的役割が期待される相談指導員等の任用資格の明確化や、その他の相談支援に関わる職員の資格取得支援を進める必要のあることが、示された。社会福祉主事は、福祉事務所の現業員や査察指導員の任用資格であり、児童相談所等の行政の相談機関や社会福祉施設職員等の資格にも準用されているなど<sup>1</sup>、福祉の相談支援・社会資源調整に従事する公務労働者に必要な基本的資格として位置づけられている。福祉事務所や児童相談所とのバランスを考慮し、婦人相談所においても相談指導員や相談対応に関わる職員に対する社会福祉主事の任用資格化や所持率に応じた評価等を検討してもよいかもしれない。

### 3. 業務の内容と密度

#### 1) ケースとの継続的関わり

ケースとの継続的なかかわりをもっているのは、主に、相談指導員、婦人相談員、心理判定員、その他職員（正規）である。同時期に関わっている件数は、相談指導員、心理判定員、その他職員（正規）は5件未満が中心で、婦人相談員は5～9件も比較的多かった。その他の相談員（電話相談員）は単発のかかわりが中心であった。現状を鑑みると、相談指導員や心理判定員では、同時期に対応するケース数は、5件未満、婦人相談員でも10件未満程度が標準といえるかもしれないが、職員の担当ケース数の妥当な水準については、要請される対応の内容や質を含め更なる検討が必要である。一時保護退所後のケースとの関わりは、相談指導員、婦人相談員、心理判定員では、3割程度が数件（2～4件前後）の関わりをもっているが、全般的に薄く、退所時点でケースとの関係が切れるのが、業務としてのあり方となっている。

#### 2) 一時保護の準備段階から退所・引き継ぎまでの保護支援プロセスへの関わり

①入所時までの対応：相談指導員はすべての業務に関わっており、このプロセスの中心的役割を果たしていることが示唆された。婦人相談員は、一時保護前の相談対応で中心的役割を果たしているが、そのみならず、その後の要否判定、初期面接（インタビュー・アセスメント）、保護開始時の関係機関・資源調整においても関与の割合が高かった。心理判定員は、一時保護開始時の初期インタビュー・アセスメントでの関わりが中心であり、保護前の相談対応や要否判定への関わりは限定的であった。

②入所中の対応（相談対応・ケア・健康管理・同行支援・法的対応）：相談指導員は、入所中の対応のプロセスにおいても、全般において関与の割合が高く、中心的役割を果たしていることが示唆された。心理判定員は、本人や同伴児童の受けたダメージの把握、それに基づく今後のケア・対応の方針を検討する上で、相談指導員と並びキーパーソンとなることが示唆された。婦人相談員は、法的対応とくに保護命令の申

1 厚生労働省 HP「社会福祉主事について」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi7.html>)

し立て支援において中心的役割を果たしていた。その他職員（正規）には、本人や同伴児童への対応、健康・医療面での対応、同行支援など、一時保護所での生活面での関わりを担う者が一定程度いた。

③退所後の生活に向けた準備や支援：退所後の生活に向けた準備や支援は、相談指導員が中心的な役割を果たしていた。退所に伴う関係機関への情報提供・連絡は、相談指導員が主に担っていた。転出先の市町村における証明書発行やサービス・制度利用の調整・引き継ぎなど、本人の制度手続き面での支援は、相談指導員とあわせ婦人相談員が大きな役割を果たしていた。退所後の制度利用・手続きについて、退所者の退所後の安全確保を含め、多様な制度資源の効果的利用を進める上で、相談指導員と婦人相談員には地域での制度利用に関する広範な知識と調整スキルが求められることが示唆された。

④退所後のアフターフォロー：退所後のアフターフォローは、県内、県外のケースのどちらについても、いずれの職種においても関与の割合は低かった。特に県外のケースは低かった。

### 3) 事業の企画や啓発・人材育成面での地域への関わり

所長は、地域や市町村への啓発において中心的な役割を果たしていた。相談指導員は、市町村への支援において、所長とならび一定の役割を果たしていた。心理判定員の関与はいずれも非常に低く、婦人相談員の関与の割合もそれほど高くはなかった。

これらの結果から、以下の点が示唆された。

- ・相談所の運営において、入所中の保護者や同伴児童に対する職員のかかわり方に見合った、知識・スキル向上の機会の確保が重要である。

- ・要保護者の生活再建を支援するという観点、そして、退所にあたり婦人相談所とは関係が切れやすい、アフターフォローは婦人相談所が実施していないという現状をふまえると、退所時の引き継ぎを、いかに適切・有効に行うのが、相談所の業務において大きなポイントとなる。適切な引き継ぎが実施されるには、退所者本人、児童、母子関係におけるその後の地域生活の安定化を見据え、現時点の生活課題や今後予想されるリスクと必要なケア、サービス利用や手続上の留意点等について、一時保護中に把握しえた情報を的確にまとめ引き継ぐ体制を、相談所として整備することが欠かせない。すなわち、相談所として、各職員が一定の関与のもとで把握した情報にもとづき、退所後の生活課題と支援内容につながるアセスメントを多角的に実施し、当面の対処方針とあわせて退所後の関係機関に引き継いでいく必要がある。

- ・他方で、調査結果からは、退所後の支援にむけたアセスメントと支援計画の作成において心理判定員、その他職員（正規）、所長、婦人相談員の関与は4～5割であるなる。多職種による多角的検討は、実施されている機関とそうでない機関があり、全国的には、組織の業務として標準化されていない様子も示唆された。

- ・入所前や退所後のかかわりが市町村や地域中心となることを想定した場合、婦人相談所の相談機関としてのノウハウやそこで把握している課題を、市町村や地域とどのように伝えたり共有したりするか、こうした観点から、地域や市町村への啓発や助言支援等における、多様な職種の関与可能性について、検討する余地がある。

#### 4. 被害者支援の質保証・標準化という観点からの業務のマネジメント～各種の様式・マニュアル・資料の利用状況

①保護前の対応（電話相談・緊急対応）に関するマニュアル：休日夜間の電話相談に関わる相談員（電話相談員）の大多数が、適宜参照しており、適切な休日夜間対応のためのツールの整備が、多くの組織でなされている様子が見えられた。

②要保護性・暴力リスクの評価に関する様式やチェックリスト：「一時保護を想定してかかっている相談ケースへの対応」や「一時保護の依頼時の要否判定」に関与する割合が相対的に高い、所長、相談指導員、婦人相談員といった職種では、要保護性・暴力リスクの評価に関する様式やチェックリストの利用割合も、相対的に高くなっていったとはいえ、割合の数値自体は5割未満であった。

③保護した者（同伴児童含む）の受けたダメージ等をふまえたケア・その後の支援のアセスメント様式：心理判定員の4割程度が、保護対象者本人に関して利用しているものの、多職種では利用割合は低く、同伴児については、利用割合が非常に低くなっていた。一時保護開始時や入所中には、本人や同伴児童に対し、多様な職種が面接・相談対応やケア・支援行っており、そうした関与のなかで個々の職種が要保護者本人や同伴児童の状態について、一定の情報を把握していると思われる。しかし、それを共有化して全体像を評価するためのアセスメント様式の利用と、それに基づいた保護中および退所後の支援計画作成といったプロセスは、一般化していないことが示唆された。

④自立にむけた支援計画と引き継ぎの様式・資料：退所後の支援にむけた支援計画の作成、地域の引き継ぎ先（福祉事務所等）への引き継ぎプロセスにおいて、一定の様式に要保護者の状態・課題や支援ニーズ、必要な制度手続きとその進捗等に関する情報を整理し、まとめるという作業が、組織の業務として認知されていない状況が示唆された。利用者本人に、今後の制度資源の利用や手続きについて説明する資料は、組織間での引き継ぎ様式の利用割合と比較して、その利用割合は各職種で2倍以上となっているが、必ずしも整備が全国的に普及しているわけではない。地域での生活再建にむけて、要保護の経緯や現状・今後にむけた生活課題・支援ニーズの明確化とそれに基づく制度利用の希望・必要性の表明といった、資源・制度へのアクセスのプロセスにおいて要請される様々な活動の多くが、要保護者・被保護者の自助努力にゆだねられている可能性が、示唆された。

⑤要保護者や同伴児向けの一時保護の説明資料や暴力・DVの学習資料、および、⑥婦人相談所の相談や一時保護に関する説明資料（外国人対応）：一時保護中の生活に関する説明資料や、DV・暴力についての学習資料は、成人日本人向けの資料は、ある程度整備され、また適宜利用されていることが示唆された。それと比較して、外国人向けの資料は、「存在しない／知らない」が前者で2～3割で、利用割合も最も利用している職種で5割程度と、資料の作成と活用がまだ全国的に普及していない状況が示唆された。子ども向けの学習資料では、利用される割合が全般的に低めであり、「存在しない／知らない」も4割前後など、そうした資料の必要性自体が、認知されていない状況も示唆された。

これらの結果からは、被害者支援の質保証・標準化という観点からの業務マネジメントの課題として、以下があげられる。

・要保護性・暴力リスクの評価に基づく保護が適切かつ公正に行われるには、これらの職種による、個々の案件ごとの事情を勘案した判断と、標準化された共通の判断基準による概略的な判断とが、両輪をなして行われることが重要となろう。しかし、共通基準による判断の標準化が、一時保護を視野にいたしたケースの相談対応に関わる職種の間で定着している状況とはいえない。判断の標準化を進めるための、共通基準による評価様式・チェックリストの全国的な普及も含め、今後の課題である。

・要保護者本人や同伴児童の状態について、ダメージの状態や今後のケア・支援のための課題やニーズという観点から共有化し、全体像を評価するためのアセスメントにむけて、一時保護開始時や入所中に個々の職種が把握した情報を反映できる一定の様式の開発・全国的な普及が、課題となる。

・また、一時保護の退所後の地域での生活再建にむけた社会資源の利用については、利用者の自助努力に大きく依存している状況を見直す必要性も示唆された。ひとつは、「地域での諸手続きの内容と連絡先、利用できるサービス等について、利用者と共有するための配布資料」自体の全国的な整備普及が必要となろう。しかし、それだけではない。地域での安全確保と生活再建を進めるための手続きやサービス調整が円滑に、かつ、被害者の二次被害等を誘発しない方法で行われるという観点から、相談所として、「退所時のアセスメント（課題・ニーズの整理）と支援方針・引き継ぎ事項」について、一定の様式に基づき整理し、引き継ぎ先と共有することが、相談所の重要な役割として認知されるべきであろう。

・成人日本人女性に限らない、多様な人への情報提供・説明の充実は、引き続き課題となる。同伴児へのケアという観点からは、子どもに対しても暴力・DVに関する教育を適宜実施する必要性が高まる可能性もある。子どもの視点で、そうしたことを学べる学習教材の整備活用についても、自治体としての取り組みが望まれる。

## 5. 人材の育成・指導と安全確保という観点からの業務マネジメント

### 1) スーパービジョンの実施状況

所長は、大部分が機関の長であり、その他の職員（正規）も3割弱が部門の管理者・責任者であるなど、管理職という職位を背景に、所長、その他の職員（正規）は、日常業務のなかでスーパービジョンを受けにくいことが示唆された。それ以外の職種については、教育的関わり、管理的関わり、支持的関わり各側面で、スーパービジョンがされているとの回答が7割程度かそれ以上の場合が多かった。このことは、反面では、職員の2~3割は、スーパービジョンが「されていない」と感じている状況を示している。組織としてのスーパービジョンの体制充実には、職員が安心感をもって業務に携わる基盤整備にもなることから、さらなる充実が望まれる。

### 2) ケースについての情報共有

所長、相談指導員は、大部分が、関わったケースに関する情報共有の場に1週間に1回以上と日常的に参加していた。他方で、その他相談員（電話相談員）や、その他

職員(非正規)は、そうした場への日常的な参加を確保しているものは非常に限られていた。また、心理判定員や婦人相談員は、そうした場に日常的に参加するものが4~5割いる一方で、1か月に2回以下の限られた参加となっているものも3割前後いるなど、同じ職種内で参加状況にバラつきが大きかった。

関わっているケースの状態像の理解と対応方針の組織内での共有・統制は、組織内での多職種連携、関係機関との多機関連携により保護支援を進める上で、非常に重要なプロセスといえる。このプロセスはまた、職員の安全確保という観点から、すなわち、個々の職員が現在直面している、ないし今後直面が予想されるリスクの内容とその対策を共有するという観点からも、重要であろう。しかし、実際には、そのための情報共有の場への参加機会は、職種による偏りや、職種内でのバラつきのあることが、示唆された。日常的な参加が限られている者の持っている情報は重要ではない、そこで引き受けているリスクは非常に低い、というわけでないのであれば、こうした情報共有の在り方も、見直す必要がある。

### 3) 知識・手法を学習する場・研修への参加機会

事例検討は、多くの職種で1年に1回以上の参加機会があるが、参加機会なしとの回答も一定程度あった。心理判定員は、一時保護中の相談対応とケアおよび退所後の生活にむけた支援計画作成に中心的に関わっているが、3分の1は、1年間で事例検討の参加がない。また、その他相談員(電話相談員)の多くは、休日夜間の相談や対応を、電話相談対応の手引や緊急マニュアル等を頼りに実施しているが、3割弱が、事例検討への参加がない。法的対応については、具体的な支援で中心的な役割を果たす職種(相談指導員、婦人相談員、所長)は、研修機会の確保がある程度なされていた。保健医療面での対応や地域の社会資源・関連制度に関する学習の場には、かなりの割合の職員が参加していなかった。保健医療的なニーズ・課題を抱えた要保護者が多く、また、地域の関係機関・各種制度との連携が不可欠であることをふまれば、現状の学習参加状況は、必ずしも十分ではないことが示唆された。

事例検討等の実践的な内容を含む研修等への参加、要保護者の抱える法的、保健医療的なニーズ・課題への対応や、利用可能な各種制度資源の内容や利用方法に関する学習機会を、相談機関として確保することが、今以上に必要となることが示唆された。

以上のような婦人相談所の職員に対する全国調査の集計結果の分析・考察から、婦人相談所の業務について、いくつかの主要な課題を明らかにすることができる。それらは、人材の確保育成、業務プロセスのマネジメントや標準化、という2つの側面に関わる課題として再整理できる。

人材の確保育成については、「任用資格の検討」「多様な職種に対する研修・学習機会の確保」といった課題項目として、業務プロセスのマネジメントや標準化については、「一時保護の要否判定基準の標準化」「保護後の多職種による情報共有・アセスメント等の標準化」「退所後の生活再編にむけた引き継ぎプロセスの明確化」といった課題項目として、まとめることが可能と思われる。

それぞれの課題の内容は、以下の通りである。

(任用資格の検討) 相談指導員等の正規常勤職員は、保護支援の主力で、判断決定や関係機関調整の要となっている一方で、経験年数が浅く社会福祉主事等の取得率も低い状況となっている。相談機関としての婦人相談所の人材の質を担保する観点から、こうした状況を見直し、正規職員の任用資格の明確化を検討するとともに、その他の相談支援に関わる職員の資格取得支援を進める必要がある。

(多様な職種に対する研修・学習機会の確保) 婦人保護事業の対象者理解と対応方法の基本(対象者の保健医療的な課題に即した対応の留意点、地域の社会資源、法的対応の基本等を含む)を学ぶための機会は、雇用形態に関わらず、多様な職種に対して確保することが、必要である。

(一時保護の要否判定基準の標準化) 一時保護を視野にいれたケースの相談対応において、要保護性・暴力リスクの評価とそれに引き続く保護対応が適切かつ公正に行われるには、個々の案件ごとの事情を勘案した判断とあわせ、標準化された共通の判断基準による判断が重要となろう。多様な職種・機関による要保護性やリスクに関する判断の標準化を進める上で、共通基準による評価様式・チェックリストの運用・普及が、今後の課題となろう。

(保護後の多職種による情報共有・アセスメント等の標準化) 一時保護後の対応の標準化を進めるには、組織内外での多職種連携を前提に、多様な職種がそれぞれに把握した情報の共有、それにもとづく入所中のケア・対応・支援の方針決定と他機関への情報引き継ぎというプロセスを、業務プロセスとして明確にすることが課題となる。その際には、情報共有、アセスメントや対応・支援方針策定の場のあり方として、職種による参加の偏りや、職種内でのばらつきといった現状を見直すこと、また、記載様式の標準化を進めること等も、必要である。

(退所後の生活再編にむけた引き継ぎプロセスの明確化) 一時保護の退所後、地域での安全確保や生活再建を、円滑かつ被害者の二次被害等を誘発しない方法で行う観点から、地域での社会資源へのアクセスに関して利用者の自助努力に大きく依存している状況を見直す必要がある。「地域での諸手続きの内容と連絡先、利用できるサービス等について、利用者とは共有するための資料」の利用普及とあわせ、「退所時のアセスメント(課題・ニーズの整理)と支援方針・引き継ぎ事項」について一定の様式に基づき整理し、引き継ぎ先と共有することを、相談所の重要な業務として位置づける必要がある。

## E. 結論

婦人相談所における職種別の業務状況の集計、および、「雇用・勤務状況」「業務の内容と密度」「業務のスキル・能力」「被害者支援の質保証という観点からの業務のマネジメント」「人材の育成・指導と安全確保という観点からの業務マネジメント」といった観点からの分析考察を通じ、今後の業務運営の充実に関連する課題を抽出することができた。課題は、人材の確保育成、業務プロセスのマネジメントや標準化、という2つの側面にかかわっている。それらを課題項目としてまとめることにより、機関の保護支援実践の機能の評価項目に応用できる可能性が、示唆された。人材の確保育成に関する課題項目案として、「任用資格の検討」「多様な職種に対する研修・

学習機会の確保」が、業務プロセスのマネジメントや標準化に関するについては、「一時保護の要否判定基準の標準化」「保護後の多職種による情報共有・アセスメント等の標準化」「退所後の生活再編にむけた引き継ぎプロセスの明確化」といった課題項目案が、抽出された。

今後は、これらの課題項目案をベースに、機関の保護支援実践の機能評価に関する具体的な評価項目（下位項目）を策定する必要がある。その際には、根拠法、政令、省令、告示、訓令、通知、公示で示された業務の法的・制度的な根拠規定等との対応関係についても考慮する必要がある。

なお、業務の根拠規定とその内容については、補足資料として平成 23 年度までの規定の整理を試みている。そこでは、男女共同参画基本計画(第 3 次)およびDV法等を踏まえた婦人保護事業の実施に関する行政文書（基本方針は除く通知等）、その他の国が発した行政文書・通知等をもとに、そこで自治体・婦人相談所が要請されている業務内容を整理した。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（「基本方針」平成 20 年 1 月 11 日、平成 24 年 8 月 1 日一部改正、内閣府・国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号告示）、および、最新の情報を加味した上で、本研究によって示された成果を統合しながら、評価項目を作成する必要がある。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

平成 25 年 1 月 11 日

婦人相談所 所長殿ならびに職員の皆様

## 「婦人相談所に勤務する職員の業務状況等に関するアンケート」ご協力をお願い

厚生労働科学研究「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」班  
(研究代表者 国立保健医療科学院 森川美絵)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

近年、様々な困難を抱えた女性および同伴児童に対する保護・支援は、その重要性を増しています。婦人相談所は、婦人保護事業の中核機関として、暴力被害をうけた女性や同伴児童などの相談・保護および自立支援に中心的な役割を果たすことが期待されています。こうした背景のもと、制度運用現場の業務の実態にもとづき、その充実に資する条件整備の検討も必要であると考えます。しかし、現在まで、婦人相談所の全職員の業務実態に関する全国規模の調査データは存在せず、その実態の実証分析は、政策研究上の急務といえます。こうした観点から、本調査は、全国の婦人相談所のすべての職員の方々(全国 49 機関、合計約 1100 名)を対象に、今後の業務の全国的な標準化や人材の確保育成策に資する実証的データの蓄積と分析のために、業務に関する実態把握を行うことを目的とします。

この調査は、厚生労働省の試験研究機関である国立保健医療科学院が、厚生労働科学研究費補助金による研究事業の一環として実施するものです(政策科学推進研究事業「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」(H23-政策一般-006))。本研究事業は、平成 23 年度から 3 年間で予定しており、昨年度も、所長会および全国の相談所のご協力を得て、全国の婦人相談所を対象に調査をさせていただきました。その成果は、23 年度研究報告書としてまとめ、平成 24 年 4 月に各都道府県本庁および相談所に送付させていただきました。今回の調査結果につきましても、平成 25 年度前半に 24 年度研究報告書として公表し、送付させていただく予定です。また、研究事業の成果は、婦人保護事業の施策や研修企画の基礎資料として活用される予定です。

本調査は、国立保健医療科学院倫理委員会の承認を受けて実施しており、調査データの処理や結果の公表にあたり、回答内容の匿名性は守られるとともに、ご協力いただいた皆様に不利の生じることのないよう、細心の注意を払います。ご回答は任意であり、回答しなくても不利益はないことをお約束いたしますが、全国の実態をできるだけ反映したデータとするには、大多数の職員の皆様からのご回答が必要不可欠です。ご多忙中、恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### アンケートのご回答・ご返送にあたって

- ①ご回答は、貴機関の職員全員、おひとり 1 部ずつお願いします。非常勤職員の方もご回答をお願いします。  
(※)本調査の対象とする職員とは、婦人相談所の所長、相談指導員、医師(嘱託医は除く)、心理判定員、婦人相談員、その他の相談員(電話相談員等)、事務職員、その他の職員(警備員は除く)をさしています。
- ②ご回答者される方は、すべての設問にご回答下さい。職種によっては、設問の多くがご担当外の事柄に関する内容となる場合がありますが、その場合でもすべての設問にご回答いただきたく、お願い申し上げます。
- ③記入済みの用紙は、お一人ずつ添付の封筒に封入し、回答内容を閲覧できない状態にした上で、職場内のとりまとめ担当者様にご提出下さい(貴機関で、調査とりまとめのご担当をおひとりご指定下さい)。
- ③貴機関のご担当者様は、職員の皆様のご回答(封入済)をおとりまとめの上、平成 25 年 1 月 31 日(木)までに、下記までご返送ください。ご返送にあたり同封の宅配便配送ラベル(着払い扱)をご活用下さい。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【連絡先・返送先】 国立保健医療科学院 医療福祉サービス研究部 森川美絵  
〒351-0197 埼玉県和光市南 2-3-6 E-Mail:m.morikawa@niph.go.jp  
Tel:048-458-6143 (直通) Fax:048-458-6715(部)





問3 業務の指導・研修体制、マニュアルや様式等による標準化の状況についてお尋ねします。

(1) 日々の業務における、あなたへの指導・管理等について教えてください。職場内で、あなたに対し、以下のア～ウがどの程度実施されているとお感じになりますか。それぞれ、最もあてはまるものを1つ選んでください。

ア. 業務に必要な知識・考え方・方法を、あなたに教えること

1. されている 2. ある程度されている 3. あまりされていない 4. されていない

イ. あなたの業務進行が適切か、無理な仕事をしていないか、把握管理すること

1. されている 2. ある程度されている 3. あまりされていない 4. されていない

ウ. 有形無形の支援や励ましを、あなたにおこなうこと

1. されている 2. ある程度されている 3. あまりされていない 4. されていない

(2) あなたは、相談者・要保護者への対応方法や社会資源(関係機関・者)の活用・連携方法について、検討協議・学習する場に、どの程度参加していますか。以下のア～オそれぞれについて、あなたご自身の平成24年度(4月から本アンケート回答日まで)の参加状況として、最もあてはまる番号を1つ選んで下さい。

ア. 担当ケースについての連絡事項を職場内で伝達共有する場への参加(担当ケース連絡会など)

1. ほぼ毎日 2. 1週間に2-3回 3. 1週間に1回程度 4. 1か月に1-2回 5. 1か月に1回未満

イ. 事例検討への参加

1. 1か月に1回程度かそれ以上 2. 2~3か月に1回程度 3. 半年に1回程度  
4. 1年に1回程度 5. なし(今年度参加する目的が現時点でない場合は、「なし」を選択)

ウ. 法的な対応・知識に関する研究(勉強)会への参加

1. 1か月に1回程度かそれ以上 2. 2~3か月に1回程度 3. 半年に1回程度  
4. 1年に1回程度 5. なし(今年度参加する目的が現時点でない場合は、「なし」を選択)

エ. 保健医療面での対応・知識に関する研究(勉強)会への参加

1. 1か月に1回程度かそれ以上 2. 2~3か月に1回程度 3. 半年に1回程度  
4. 1年に1回程度 5. なし(今年度参加する目的が現時点でない場合は、「なし」を選択)

オ. 地域の社会資源や関連制度について学ぶ研究(勉強)会への参加

1. 1か月に1回程度かそれ以上 2. 2~3か月に1回程度 3. 半年に1回程度  
4. 1年に1回程度 5. なし(今年度参加する目的が現時点でない場合は、「なし」を選択)

(3) 職場での、実務の補助となる様式・マニュアル・資料の利用についてうかがいます。以下のア～ソのそれぞれについて、あなた自身の平成24年度(4月から本アンケート回答日まで)の利用・参照状況として、最もあてはまる番号を1つ選んで下さい。(注)ここでのマニュアル等とは、業務や支援に関する手引き、指針、文書や図で具体的に示されたテキスト等を指します。婦人保護事業実施要領は、含めないこととします。

ア. 電話相談対応のマニュアル・手引き

1. 適宜参照している 2. あまり参照していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

イ. 緊急対応(加害者の訴追への対応等)に関するマニュアル等

1. 適宜参照している 2. あまり参照していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

ウ. 保護女性の要保護性を判断するためのアセスメント様式やチェックリスト

1. 日常的に利用している 2. あまり利用していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

エ. 暴力の程度や加害者の危険度を把握・判断するための、暴力のリスク評価の様式やチェックリスト

1. 適宜参照している 2. あまり参照していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

オ. 要保護者本人(女性・母親)の受けたダメージの程度や状態を把握するための、アセスメントの様式やチェックリスト

1. 日常的に利用している 2. あまり利用していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

カ. 同伴児童の受けたダメージの程度や状態を把握するための、同伴児童を対象とするアセスメントの様式やチェックリスト

1. 日常的に利用している 2. あまり利用していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

キ. 要保護者の自立支援計画の様式

1. 日常的に利用している 2. あまり利用していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

ク. 地域の福祉事務所に、必要な情報・事項を引き継ぐための様式

1. 日常的に利用している 2. あまり利用していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

ケ. 一時保護にむけた準備について、利用者にわかりやすく伝えるための資料

1. 適宜利用している 2. あまり利用していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

コ. 一時保護中の生活について、利用者にわかりやすく伝えるための資料

1. 適宜利用している 2. あまり利用していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

サ. DV・暴力の種類やサイクル、それに伴う心身のダメージや症状について学ぶための資料(女性・母親向け)

1. 適宜利用している 2. あまり利用していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

シ. DV・暴力の種類やサイクル、それに伴う心身のダメージや症状について学ぶための資料(子ども向け)

1. 適宜利用している 2. あまり利用していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

ス. 地域での諸手続きの内容と連絡先、利用できるサービス等について、利用者とは共有するための配布資料

1. 適宜利用している 2. あまり利用していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

セ. 婦人相談所の相談や一時保護に関する外国人向けの説明資料

1. 適宜利用している 2. あまり利用していない 3. 所内に存在するか知らない、または所内に存在しない

ソ. 上記(ア～セ)以外で、あなたが仕事で、日常的に利用している様式・マニュアル・資料がありますか。

ある場合には、どのような様式・マニュアル・資料か、ご記入下さい。

--

#### 問4 ケースの担当状況についてお尋ねします。

- (1) 現在(本アンケート回答時)、あなたが継続的に相談や支援でかかわっているケースは、ありますか(単発の問合せを除く、複数回のかかわりをもっているケースをお考えください)。「あり」の場合、現在、そうしたケースはおよそ何件ですか。また、その中であなたが特に「担当者」としてかかわっているケースは何件ですか。

1. なし      2. あり      →: 約 \_\_\_\_\_ 件      そのうち「担当者」としてのかかわり \_\_\_\_\_ 件

- (2) 一時保護所を退所した後も、あなたが相談や支援等がかかわっているケースは、ありますか。「あり」の場合、現在、そうしたケースは約何件ありますか。

1. なし      2. あり      →「あり」の場合 : 約 \_\_\_\_\_ 件

#### 問5 業務・活動に対する、あなたご自身の関わりの状況についてお尋ねします。

- (1) 以下の①～③(電話相談、面接、関係機関との打合せや協議)について、あなたのひと月の実施状況として最も近いものを、ひとつ選んで下さい。(注1)平成24年12月のあなたご自身の実施状況(ひと月分)を思い浮かべてご回答下さい。(注2)担当業務の範囲外の実施していない場合は、「担当外」を選んで下さい。

- ① ひと月にあなたが受け付けた電話相談の件数(平成24年12月分;延べ件数)、および、一回の電話相談のおよその所要時間(所要時間としてもっとも多いもの)を教えてください。

件数	1. 0件	2. 10件未満	3. 20件未満	4. 30件未満	5. 40件未満	6. 50件以上	7. 担当外
所要時間	1. 15分未満	2. 30分未満	3. 45分未満	4. 1時間未満	5. 1時間以上		

- ② ひと月にあなたが実施した相談者への面接(所内・所外)の件数(平成24年12月分;延べ件数)、および、一回の面接のおよその所要時間(所要時間としてもっとも多いもの)を教えてください。

件数	1. 0件	2. 5件未満	3. 10件未満	4. 20件未満	5. 30件未満	6. 30件以上	7. 担当外
所要時間	1. 30分未満	2. 45分未満	3. 1時間未満	4. 1時間30分未満	5. 2時間以上		

- ③ ひと月にあなたが参加した関係機関との打合せや協議の回数(平成24年12月分;延べ回数)、および、1回の協議・打合せのおよその所要時間を教えてください。

回数	1. 0回	2. 5回未満	3. 10回未満	4. 20回未満	5. 20回以上	6. 担当外
所要時間	1. 30分未満	2. 45分未満	3. 1時間未満	4. 1時間30分未満	5. 2時間以上	

- (2) 以下のア～テの活動について、あなたご自身は、普段、業務としてどのような関わりがありますか。それぞれについて、最も該当する番号をひとつ選んで下さい。

##### ア. 一時保護を想定してかかわっている相談ケースへの対応

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

##### イ. 一時保護の依頼時の要否判定

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

##### ウ. 一時保護開始時の被保護者に対する面接と状態把握 (入所時のインテーク面接と初期アセスメント)

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

エ. 一時保護の開始に伴う関係機関への連絡・対応の依頼

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

オ. 一時保護中の本人への相談対応とケア(心理的な判定や教育も含む)

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

カ. 一時保護中の同伴児童への相談対応とケア(心理的な判定や教育も含む)

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

キ. 一時保護中の健康相談・健康診断や医療的処置・服薬管理に関わる業務

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

ク. 一時保護中の通院受診や諸手続き・買い物等の同行支援(広域対応時の移送の同行を除く)

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

ケ. 保護命令の申し立ての支援

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

コ. 保護命令の申し立て以外の法的対応の支援(離婚、多重債務、在留資格等)

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

サ. 退所後の支援にむけたアセスメントと支援計画の作成

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

シ. 退所に伴う関係機関への情報提供・連絡

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

ス. 転出先の市町村における証明書発行やサービス・制度手続きの調整・引き継ぎ

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

セ. 県外施設への入所の場合の移送同行・施設担当者への引き継ぎ

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

ソ. 管轄地域内に退所した人のアフターフォロー(相談の場や居場所づくり、中長期的な経過のモニタリング)

※事業としての実施の有無にかかわらずご自身の業務としての実施状況・関わりをご回答下さい。

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

タ. 管轄地域外に退所した人のアフターフォロー(相談の場や居場所づくり、中長期的な経過のモニタリング)  
 ※事業としての実施の有無にかかわらずご自身の業務としての実施状況・関わりをご回答下さい。

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. ほぼ全ての該当ケースに関与  | 2. 該当ケースの一部(主担ケース等)に限定して関与          |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

チ. 地域への啓発活動

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. 企画・実施に全面的に関与   | 2. 協力程度の部分的な関与                      |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

ツ. 市町村への支援(研修・講師派遣・助言等)

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. 企画・実施に全面的に関与   | 2. 協力程度の部分的な関与                      |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

テ. 婦人保護事業に関する企画立案・予算管理

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. 企画・実施に全面的に関与   | 2. 協力程度の部分的な関与                      |
| 3. 一般的にあまり関与していない | 4. 全く関わらない(「担当外のため未実施」「組織として未実施」含む) |

## 問6 関係機関との連携の状況について、お尋ねします。

あなたが所属する婦人相談所の管内にある以下の関係機関について、あなたは、機関の現在の担当者と、どの程度の関係をもっていますか。以下 a～π の機関のなかで、あなたご自身が、現在の担当者<sup>と面識があり、必要時にやりとりがいつでもできる関係をもっている機関があれば、すべて選んで○をつけて下さい。</sup>

(注1)市町村の婦人相談員や、福祉事務所の生活保護担当など、管内に複数存在する場合には、管内のおよそ半分以上の機関の担当者とそうした関係をもっている場合に、○をつけて下さい(そうした関係が半分に満たない場合には、○をつけなくて下さい)。

(注2)医療機関と不動産会社については、あなたと面識があり、必要時にやりとりができる関係をもっている職員が、婦人相談所の管内で少なくとも1名以上いる場合には、○をつけてください。

(注3) a～π 以外に、婦人保護事業の業務を実施する上で重要とあなたがお感じになる関係機関で、あなたが必要時にやり取りできる関係をもっているものがあれば、「その他」欄にご記入下さい。

a	管内の配偶者暴力相談支援センター (所属の婦人相談所以外)	p	警察署(地域の各署)のDV担当
b	警察署(県警)のDV担当	q	要保護児童対策地域協議会
c	児童相談所	r	民生委員・主任児童委員
d	知的障害者更生相談所	s	市町村の保健センター
e	身体障害者更生相談所	t	市町村の教育委員会
f	精神保健福祉センター	u	一時保護委託先 (管轄地域外の委託先を含む)
g	保健所	v	婦人保護施設 (一時保護委託先以外)
h	都道府県の公営住宅管理部門	w	母子生活支援施設 (一時保護委託先以外)
i	都道府県教育委員会	x	更生施設・救護施設・生活保護法に基づく宿所提供施設 (一時保護委託先以外)
j	地方裁判所	y	民間支援団体、民間シェルター (一時保護委託先以外)
k	家庭裁判所	z	医療機関
l	法テラス	π	不動産会社
m	市町村の婦人相談員	その他	
n	福祉事務所の生活保護担当	その他	
o	市町村の住民課・保険年金医療課	その他	

問7 最後に、婦人保護の業務について、あなたが日ごろお感じになられていることについて、ご自由にご記入ください。

質問は以上です。長時間にわたりご協力いただき、大変ありがとうございました。

恐縮ですが、いま一度、ご記入漏れがないか、お確かめ下さい。

ご記入済のアンケート用紙は、封筒に封入し、回答内容を閲覧できない状態にした上で、職場のとりまとめ担当の方にお渡しください。

ご協力いただき誠にありがとうございました。

婦人相談所に勤務する職員の業務業況等に関するアンケート調査  
単純集計結果の概要

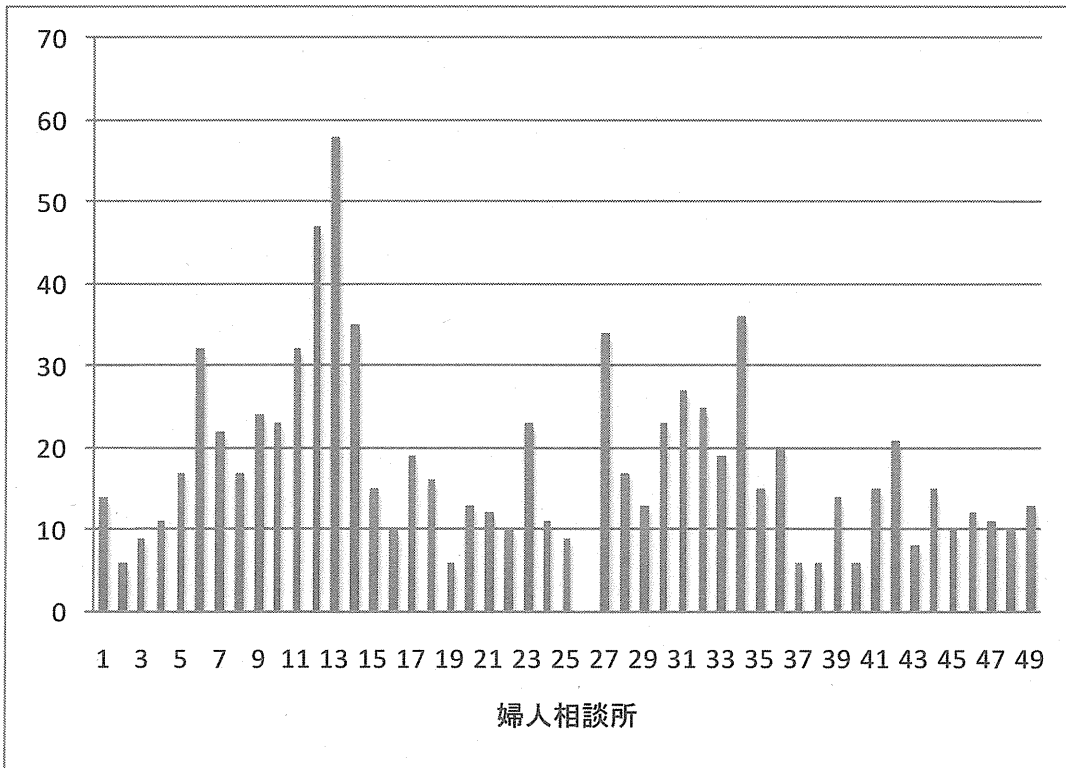
1. 基本属性

(1)回答職員の都道府県と性別・年齢

問1 あなたご自身のことについてお尋ねします。

(1)あなたの性別と年齢をご記入ください。

図 1 婦人相談所別 回答者数 回答者数=867 人



[参考] 婦人相談所別の回答者数(厚生労働省婦人保護事業実施状況報告(H24.4.1)との対比)

回答者数	※厚生労働省調べ	回答者数	※厚生労働省調べ	回答者数	※厚生労働省調べ	回答者数	※厚生労働省調べ
14	13	58	60	9	9	6	6
6	13	35	23	無回答	14	6	6
9	16	15	35	34	23	14	9
11	11	10	8	17	20	6	7
17	12	19	22	13	9	15	15
32	20	16	19	23	16	21	23
22	21	6	11	27	32	8	8
17	16	13	9	25	17	15	11
24	29	12	8	19	27	10	35
23	28	10	15	36	28	12	19
32	14	23	17	15	13	11	16
47	24	11	9	20	18	10	10
						13	15
				(計)		867	859

※婦人保護事業実施状況報告(H24.4.1)と対比



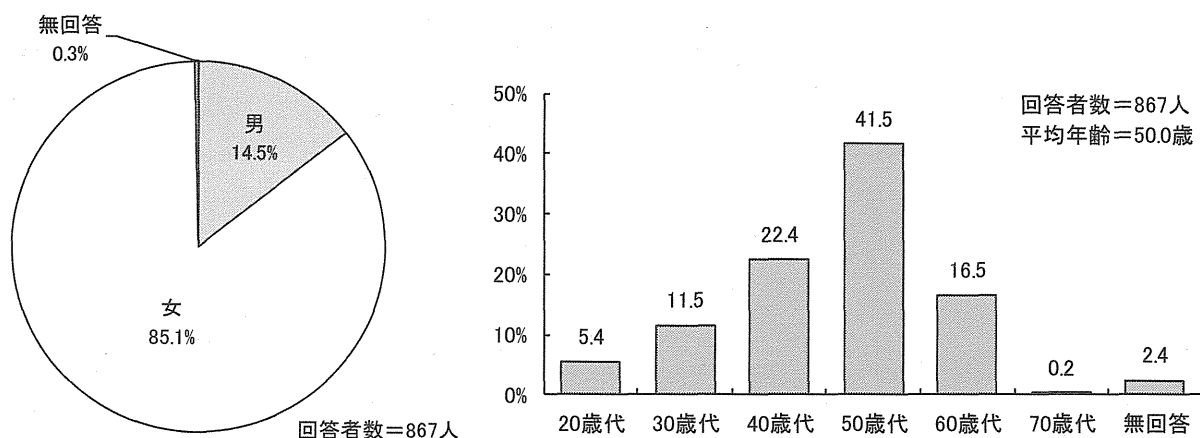
[参考] 職種別の回答者数（厚生労働省婦人保護事業実施状況報告（H24.4.1）との対比）

	所長	相談指導員	心理判定員	医師	事務職員	婦人相談員	その他の相談員 (電話相談)	その他の職員 (警備員除く)	無回答	計
今回調査回答	46	97	67	2	127	199	69	268	13	867
厚労省調	50	155	67	21	150	235	73	108		859

調査票は国内すべての婦人相談所 49 か所に配布した（47 都道府県のうち、1 自治体は 3 つ相談所を計上しているため、合計 49 か所）。そのうち返送されたのは 46 都道府県、計 48 か所であり、回答数は 867 となった。

なお、厚生労働省の婦人保護事業実施状況報告（H24.4.1 時点）と対比すると、回答者の合計人数が、実施状況報告の職員数（今回の調査対象分）よりもやや超過していた。今回の調査回答者数と実施状況報告の職員数とを、職種別で比べたところ、「その他の職員（警備員を除く）」において、調査回答者数が実施状況報告において計上されている職員数の 2 倍以上となっていた。他の職種については、実施状況報告と同数以下の回答数である。

図 2 回答職員の性別・年齢(単数回答)



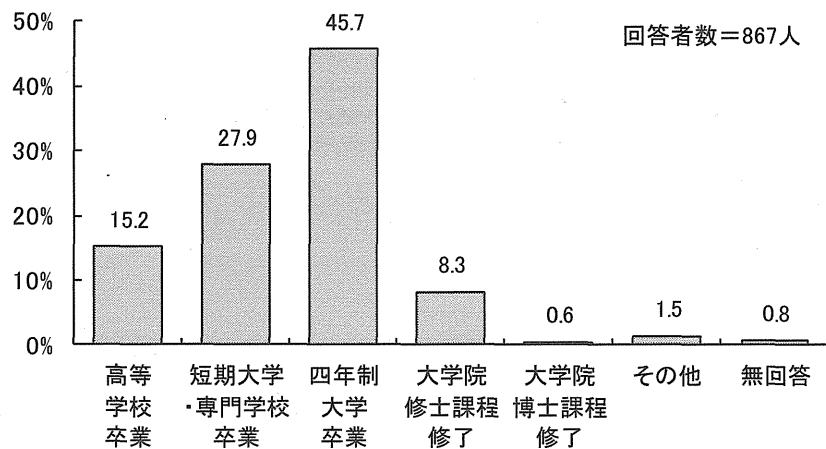
回答職員の性別は、「女性」85.1%、「男性」14.5%である。

年齢は、「50歳代」が41.5%を占めて最も高く、次いで「40歳代」が22.4%、「60歳代」が16.5%、「30歳代」が11.5%と続く。平均年齢は50.0歳である。

## (2)回答職員の最終学歴

(2)あなたの最終学歴について、該当するものにひとつだけ○をつけてください。

図 3 回答職員の最終学歴(単数回答)



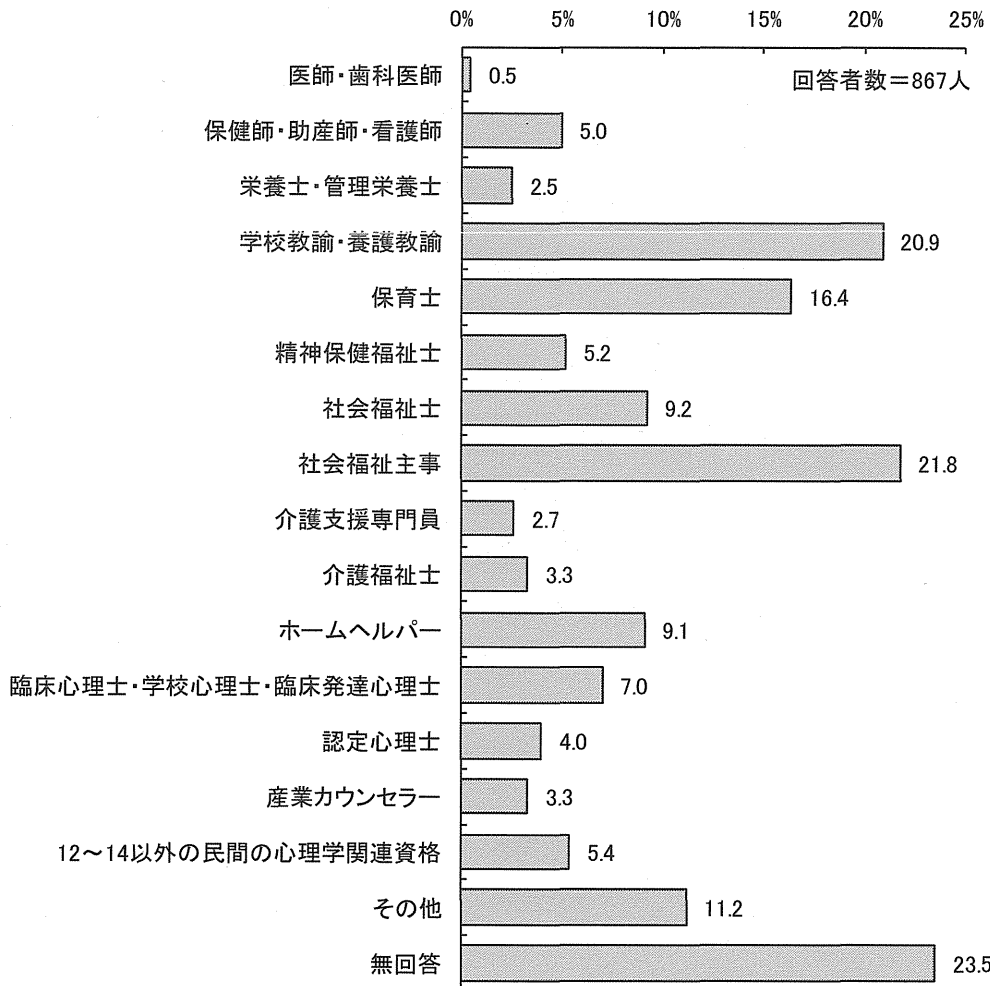
職員の最終学歴は、「四年制大学卒業」が45.7%を占めて最も高い。次いで、「短期大学・専門学校卒業」「高等学校卒業」の順である。

「その他」では、「中学校卒業」「法科大学院」「六年制大学卒業」などがあげられた。

## 2. 回答職員の所持資格

(3) 下の資格等について、あなたが所持しているものがあれば、すべて選んで○をつけて下さい。

図 4 回答職員の所持資格(複数回答)



職員の所持資格は、「社会福祉主事」21.8%、「学校教諭・養護教諭」20.9%が2割を超えて高く、「保育士」の16.4%が続いている。

「その他」で多くあげられた資格は、「幼稚園教諭」「調理師」である。これら以外に2件以上あげられた資格としては、「児童指導員」「心理相談員」「福祉住環境コーディネーター」「行政書士」「弁護士」などがある。

「無回答」には、「資格はない」という回答も含まれていると考えられる。

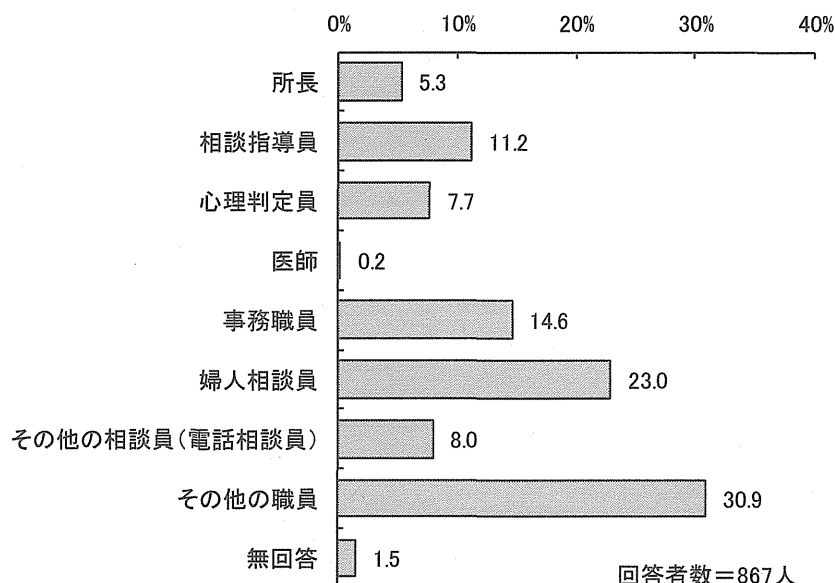
### 3. 仕事の形態等

#### (1)現在の職種

問2 あなたの仕事の形態等についてお尋ねします。

(1)あなたの現在の職種に該当するものに○をつけて下さい。

図 5 現在の職種(複数回答)



※単数回答設計であったが、複数回答で集計している

職員の主な職種は、「その他の職員」が30.9%、「婦人相談員」23.0%、「事務職員」14.6%、「相談指導員」11.2%が1割を超えた職種である。

「その他の職員」では、「一時保護課職員」「栄養士」「学習支援員」「看護師」「ケースワーカー」「児童指導員」「宿直員」「女性支援専門職」「心理療法専門員」「生活援助員」「生活指導員」「調理員・調理師」「保育士」「保健師」「夜間指導員」のほか、「県職員」「次長」「課長」などの回答がみられた。